

## 1. 憲法

1. 次の文章中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(6点)

- (1) 天皇は、法律の定めるところにより、そのに関する行為を委任することができる。
- (2) 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- (3) 思想及びの自由は、これを侵してはならない。
- (4) 参議院が、衆議院の可決した法律案を受け取った後、国会休会中の期間を除いてに、議決しないときは、衆議院は、参議院がその法律案を否決したものとみなすことができる。
- (5) 内閣総理大臣その他の国务大臣は、でなければならない。
- (6) 国費を支出し、又は国がを負担するには、国会の議決に基くことを必要とする。

2. 次のア～クのうち正しいものを4つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。(4点)

- ア. 天皇は、内閣の指名に基いて、最高裁判所の長たる裁判官を任命する。
- イ. 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平等に請願する権利を有し、何人も、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。
- ウ. 私有財産は、適当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。
- エ. 衆議院が解散されたときは、解散の日から四十日以内に、衆議院議員の総選挙を行ひ、その選挙の日から三十日以内に、国会を召集しなければならない。
- オ. 内閣は、衆議院で不信任の決議案を可決し、又は信任の決議案を否決したときは、十日以内に衆議院が解散されない限り、総辞職をしなければならない。
- カ. 下級裁判所の裁判官は、最高裁判所の指名した者の名簿によつて、内閣でこれを任命する。その裁判官は、任期を十年とし、再任されることができる。但し、法律の定める年齢に達した時には退官する。
- キ. すべて皇室財産は、皇室に属する。すべて皇室の費用は、予算に計上して国会の議決を経なければならない。
- ク. この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない不変の権利として信託されたものである。

## 2. 民法

1. 次の文章中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(6点)

- (1) 法人と理事との利益が相反する事項については、理事は、を有しない。この場合においては、裁判所は、利害関係人又は検察官の請求により、特別代理人を選任しなければならない。
- (2) 意思表示は、表意者が相手方を知ることができず、又はその所在を知ることができないときは、によってすることができる。
- (3) 占有者がその占有を妨害されるおそれがあるときは、の訴えにより、その妨害の予防又は損害賠償の担保を請求することができる。
- (4) 同一の動産について数個の質権が設定されたときは、その質権の順位は、による。
- (5) 債権の目的物が金銭であるときは、債務者は、その選択に従い、各種ので弁済をすることができる。ただし、特定の種類のの給付を債権の目的としたときは、この限りでない。
- (6) 当事者の一方が和解によって争いの目的である権利を有するものと認められ、又は相手方がこれを有しないものと認められた場合において、その当事者の一方が従来その権利を有していなかった旨の又は相手方がこれを有していた旨のが得られたときは、その権利は、和解によってその当事者の一方に移転し、又は消滅したものとする。

2. 次のア～クのうち正しいものを4つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。(4点)

- ア. 占有保持の訴えは、妨害の存する間又はその消滅した後一年以内に提起しなければならない。ただし、工事により占有物に損害を生じた場合において、その工事に着手した時から六箇月を経過し、又はその工事が完成したときは、これを提起することができない。
- イ. 設定行為で地上権の存続期間を定めなかった場合において、別段の慣習がないときは、地上権者は、いつでもその権利を放棄することができる。ただし、地代を支払うべきときは、一年前に予告をし、又は期限の到来していない一年分の地代を支払わなければならない。
- ウ. 一般の先取特権者は、まず不動産以外の財産から弁済を受け、なお不足があるのでなければ、不動産から弁済を受けることができない。
- エ. 抵当権は、設定行為で定めるところにより、一定の範囲に属する特定の債権を極度額の限度において担保するためにも設定することができる。
- オ. 申込者は、遅延した承諾を新たな申込みとみなすことができない。
- カ. 売買の目的について権利を主張する者があるために買主がその買い受けた権利の全部又は一部を失うおそれがあるときは、買主は、その危険の限度に応じて、代金の全部又は一部の支払を拒むことができる。ただし、売主が相当の担保を供したときは、この限りでない。
- キ. 不動産の賃貸借は、これを登記したときは、その後その不動産について物権を取

得した者に対しては、その効力を生じない。

ク. 受任者は、特約がなければ、委任者に対して報酬を請求することができない。

### 3. 商法

1. 次の文章中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(6点)

- (1) 船舶共有者ハ其持分ノニ応シ船舶ノ利用ニ付テ生シタル債務ヲ弁済スル責ニ任ス
- (2) 船長ハ毎航海ノ終ニ於テ遅滞ナク其航海ニ関スルヲ為シテ船舶所有者ノ承認ヲ求メ又船舶所有者ノ請求アルトキハ何時ニテモノ報告ヲ為スコトヲ要ス
- (3) 傭船者又ハ荷送人ハ船長又ハ之ニ代ハル者ノ請求ニ因リノ謄本ニ署名シテ之ヲ交付スルコトヲ要ス
- (4) 船舶ノ全部ヲ以テ運送契約ノ目的ト為シタル場合ニ於テハ其契約ハ左ノ事由ニ因リテ終了ス
  - ①船舶ガ沈没シタルコト
  - ②船舶ガ修繕スルコト能ハザルニ至リタルコト
  - ③船舶ガ捕獲セラレタルコト
  - ④運送品カニ因リテ滅失シタルコト
- (5) 救助料ニ付キナキ場合ニ於テ其額ニ付キ争アルトキハ危険ノ程度、救助ノ結果、救助ノ為メニ要シタル労力及ヒ費用其他一切ノ事情ヲ斟酌シテ裁判所之ヲ定ム
- (6) 船長カ分配案ノ作成ヲ怠リタルトキハハ海員ノ請求ニ因リ船長ニ対シテ分配案ノ作成ヲ命スルコトヲ得

2. 次のア～クのうち正しいものを4つ選び、その記号を解答欄に記入せよ。(4点)

- ア. 海員カ其職務ヲ行フニ当たり他人ニ危害ヲ加ヘタル場合ニ於テ船長ハ監督ヲ怠ラサリシコトヲ証明スルニ非サレハ損害賠償ノ責ヲ免ルルコトヲ得ス
- イ. 左ノ場合ニ於テハ船舶ハ修繕スルコト能ハサルニ至リタルモノト看做ス
  - ①船舶カ其現在地ニ於テ修繕ヲ受クルコト能ハス且其修繕ヲ為スヘキ地ニ到ルコト能ハサルトキ
  - ②修繕費カ船舶ノ価額ノ三分ノ二ニ超ユルトキ
- ウ. 陸揚港ニ於テハ船長ハ数通ノ船荷証券中ノ一通ノ所持人カ運送品ノ引渡ヲ請求シタルトキト雖モ其引渡ヲ拒ムコトヲ得ス
- エ. 発航前ニ於テハ旅客ハ運送賃ノ全額ヲ支払ヒテ契約ノ解除ヲ為スコトヲ得
- オ. 積荷ノ実価ヨリ高キ価額ヲ記載シタルトキハ其積荷ノ利害関係人ハ其記載シタル価額ニ応シテ共同海損ヲ分担スルコトヲ要セス
- カ. 左ノ場合ニ於テハ救助者ハ救助料ヲ請求スルコトヲ得ス
  - ①故意又ハ過失ニ因リテ海難ヲ惹起シタルトキ
  - ②正当ノ事由ニ因リテ救助ヲ拒マレタルニ拘ハラズ強ヒテ之ニ従事シタルトキ
  - ③救助シタル物品ヲ隠匿シ又ハ濫ニ之ヲ処分シタルトキ
- キ. 船舶ノ存否カ六个月間分明ナラサルトキハ其船舶ハ行方ノ知レサルモノトス
- ク. 船舶ノ先取特権ハ抵当権ニ先チテ之ヲ行フコトヲ得

#### 4. 国土交通省設置法

1. 次に掲げる事務を所管している本省と地方運輸局の内部組織の名称をそれぞれA群、B群から選び、その記号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 港湾運送及び港湾運送事業の発達、改善及び調整に関すること。
- (2) 海技士及び小型船舶操縦士の免許、船舶職員及び小型船舶操縦者の資格及び定員並びに水先に関すること。
- (3) 船舶の航行の安全の確保及び海洋汚染等の防止に係る外国船舶の監督に関すること。
- (4) 船員の失業対策及び船員の職業紹介、職業の指導、職業の補導その他船員の労務の需給調整に関すること。
- (5) 造船に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

【A群】 (本省)

- ア. 海事局検査測度課      イ. 港湾局港湾経済課      ウ. 港湾局振興課
- エ. 海事局海技資格課      オ. 海事局造船課      カ. 海事局船員政策課

【B群】 (地方運輸局)

- キ. 海事振興部又は海事部      ク. 海上安全環境部又は海事部

2. 次に掲げる地を管轄する国土交通省の地方支分部局である地方運輸局の名称及び位置(都道府県名)を例にならって解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 福島県
- (2) 山梨県
- (3) 三重県
- (4) 熊本県
- (5) 滋賀県

(例) (8)鳥 取 県

|     |       |
|-----|-------|
| 番 号 | (8)   |
| 名 称 | 中国運輸局 |
| 位 置 | 広島県   |

## 5. 船員法

1. 次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(12点)

- (1) 総トン数ア トン未満の船舶、また、命令で定める総トン数イ トン未満の漁船に乗り組む船員は船員法の規定の適用を受けない。
- (2) ウ (ウが届け出ることができないときはエ)は、雇入契約の成立、終了、オ 又は変更があったときは、遅滞なく、カ を提示して、最寄りの地方運輸局等の事務所に届け出なければならない。ただし、キ もしくはク の変更に伴い労働条件が変更された場合は、当該変更について雇入契約の変更の届出をすることを要しない。
- (3) 船舶所有者は、海員の労働時間が1週間においてケ 時間を超える場合又は海員に1週間において少なくとも1日の休日を与えることができない場合には、補償休日を与えなければならない。また、海員が補償休日において作業に従事した場合は、通常の労働日の報酬の計算額のコ 割増の額以上の割増手当を支払わなければならない。
- (4) 船員の給料その他の報酬の最低基準は、サ 法の規定による。
- (5) 就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める雇入契約は、その部分については、シ である。

2. 次の文章のうち正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。

(5点)

- (1) 船員の労働関係には船員法が適用されるので、労働基準法の規定は一切適用されない。
- (2) 船長及び海員の1週間当たりの労働時間は、基準労働期間について平均40時間以内である。
- (3) 有給休暇を与えるべき時期及び場所については、船舶所有者と船員との協議による。
- (4) 水産高校の生徒が実習船に乗り組む場合は、船員手帳を受有する必要はない。
- (5) 船員が負傷又は疾病により職務に堪えないため、船舶所有者が雇入契約を解除した場合、船舶所有者は、当該船員に1カ月分の給料と同額の雇止手当を支払わなければならない。

3. 国土交通大臣により指定された市町村において手続きを行うことができる船員法の規定による事務の内容を3つ挙げよ。(3点)

## 6. 船員職業安定法

1. 次の文章中、に入る適切な語句又は数字を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 船員職業安定法で「派遣船員」とは、船舶所有者がア雇用する船員であって、船員派遣の対象となるものをいう。
- (2) 船員職業安定法第60条第2項の船員派遣事業の許可の有効期間の更新を受けようとする者は、当該許可の有効期間が満了する日のイ日前までに、船員派遣事業許可有効期間更新申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。
- (3) ウ等は、国土交通大臣の許可を受けたときは、無料の船員労務供給事業を行うことができる。
- (4) 無料の船員労務供給事業の許可の有効期間はエ年とする。
- (5) 無料船員職業紹介許可事業者は、国土交通大臣の許可を受けたときは、オ、日用品の販売及び宿泊所の業務を行うことができる。

|       |       |       |      |        |
|-------|-------|-------|------|--------|
| ①公益法人 | ②船主団体 | ③労働組合 | ④飲食店 | ⑤酒類の販売 |
| ⑥両替   | ⑦30   | ⑧45   | ⑨60  | ⑩臨時    |
| ⑪期間   | ⑫常時   | ⑬3    | ⑭5   | ⑮10    |

2. 次の文章のうち正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 船舶所有者は、その被用者以外の者に報酬を与えて船員の募集を行わせようとするときは、国土交通大臣に届け出なければならない。
- (2) 船員職業安定法で「無料船員職業紹介事業者」とは、無料の船員職業紹介事業の許可を受けて、又は学校等の行う無料の船員職業紹介事業の届出をして、無料の船員職業紹介事業を行う者をいう。
- (3) 船員職業安定法第60条第2項の規定による船員派遣事業の許可の有効期間の更新を受けようとする者は、国土交通省令で定める手数料として、七万千三百円に船員派遣事業を行う事業所の数を乗じて得た額を納付しなければならない。
- (4) 無料船員職業紹介許可事業者は、告示で定める帳簿書類を備え付け、用済後5年間、これを保存しなければならない。
- (5) 船員派遣をする事業主が外国船舶派遣をする場合においては、船員職業安定法の規定は、適用しない。

## 7. 船舶職員及び小型船舶操縦者法

1. 次の文章中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(8点)

- (1) 船舶職員及び小型船舶操縦者法は、船舶職員として船舶に乗り組ませるべき者の資格並びに小型船舶操縦者として小型船舶に乗船させるべき者の資格及び等を定め、もって船舶のを図ることを目的とする。
- (2) 船舶職員及び小型船舶操縦者法の規定のうち船舶所有者に関する規定は、船舶共有の場合には船舶管理人に、船舶貸借の場合には船舶に適用する。
- (3) 海技士は、本籍の都道府県名若しくはに変更を生じたとき、又は海技免状の記載事項に誤りがあることを発見したときは、遅滞なく、登録事項又は海技免状の訂正を申請しなければならない。
- (4) 海技士は、海技免状を滅失し、又はしたときは、海技免状再交付申請書を国土交通大臣に提出し、海技免状の再交付を申請することができる。
- (5) 二以上の海技免状の有効期間の更新を同時に申請する者は、申請により、当該二以上の海技免状の有効期間が更新された場合における当該海技免状の有効期間の起算日のうち最も到来することとなる日を、これらの海技免状の有効期間の起算日とすることができる。
- (6) 六級海技士(航海)の資格についての免許を受けようとする者が修了していなければならない免許講習の課程は、レーダー観測者講習、講習及び講習である。

2. 次の文章中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(6点)

海技試験(航海)を申請する者は、海技試験申請書に写真葉及び以下の(1)～(9)の書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

- (1) 若しくは戸籍記載事項証明書又は本籍の記載のあるの写し
- (2) 海技士にあつては、の写し
- (3) 学校卒業(修了)者に対するの特例を受ける者にあつては、卒業証書の写し若しくは卒業証明書又は修了証書の写し若しくは修了証明書及び当該学校における修得単位証明書
- (4) 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第32条の規定による乗船履歴の証明書
- (5) 医師により試験開始期日前以内に受けた検査の結果を記載した海技士身体検査証明書
- (6) 身体検査の省略を受けようとする者にあつては、身体検査第一種合格証明書又は身体検査第二種合格証明書
- (7) 筆記試験に合格している者にあつては、筆記試験合格証明書
- (8) 一部の試験科目について筆記試験の免除を受けようとする者にあつては、当該科目に係る筆記試験科目免除証明書
- (9) 船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第55条の規定による学科試験の免除を受けようとする者にあつては、船舶職員養成施設の発行する修了証明書



3. 船舶職員及び小型船舶操縦者法第23条の36に規定された小型船舶操縦者が遵守しなければならない事項を3つあげよ。(3点)

4. 五級海技士(航海)の試験を受けるには、総トン数10トン以上の船舶に乗り組み3年以上船舶の運航に携わった履歴、又は、総トン数20トン以上の船舶に六級海技士(航海)の資格で船長又は航海士として1年以上乗り組んだ履歴が必要である。

今ここに、

① 総トン数5トンの船舶に、一級小型船舶操縦士の資格で、船長として1年乗船した履歴

② 総トン数15トンの船舶に乗り組み、10ヶ月船舶の運航に携わった履歴

③ 総トン数50トンの船舶に、六級海技士(航海)の資格で、一等航海士として8ヶ月乗り組んだ履歴

の3つの異なる乗船履歴を有する者の場合

(1) この者は、五級海技士(航海)の試験を受けるのに必要な乗船履歴を有しているか否か。有しているなら○、有していないなら×を解答欄に記入せよ。(1点)

(2) その理由を述べよ。(2点)

## 8. 海上運送法

1. 次の文章中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) この法律において「海上運送事業」とは、船舶運航事業、ア、イ及び海運代理店業をいう。
- (2) 一般旅客定期航路事業者は、旅客の運賃、国土交通省令で定める手荷物の運賃及び自動車航送をする一般旅客定期航路事業者にあつては当該自動車航送に係る運賃であつて指定区間に係るものについて当該運賃のウを定め、国土交通省令の定める手続により、国土交通大臣のエを受けなければならない。これを変更しようとするときも同様である。
- (3) 国土交通大臣は、一般旅客定期航路事業者の事業について利用者の利便その他公共の利益を阻害している事実があると認めるときは、当該一般旅客定期航路事業者に対し、次の各号に掲げる事項を命ずることができる。
- ①運賃のウを変更すること。
  - ②運送約款を変更すること。
  - ③事業計画を変更すること。
  - ④オを変更すること。
- (4) 国土交通大臣は、旅客の利益を保護するため必要があると認めるときは、一般旅客定期航路事業者に対し、当該一般旅客定期航路事業者が旅客の運送に関し支払うことのある損害賠償のためカを締結することを命ずることができる。
- (5) 対外旅客定期航路事業を営む者は、国土交通省令の定めるところにより、旅客及び手荷物の運賃及び料金を定め、これを実施する前に、キしなければならない。これを変更しようとするときも同様である。
- (6) 旅客不定期航路事業者が、その事業を廃止したときは、国土交通省令の定める手続により、その事業の廃止の日からクに、国土交通大臣にその旨を届け出なければならない。
- (7) 国土交通大臣は、定期航路事業者（定期航路事業を営もうとする者を含む。）と他の船舶運航事業者との間にケの運送について過度の競争を生じ、又は生ずるおそれがある場合において、その競争が定期航路事業の健全な発達を阻害するおそれがあると認めるときは、当事者に対して競争の停止又は防止のため必要な措置をとるべきことをコすることができる。

## 9. 港湾運送事業法

1. 次の文章のうち正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。

(5点)

- (1) 港湾運送事業法は、港湾運送に関する秩序を確立し、港湾運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。
- (2) 港湾運送事業法上の「港湾」の水域は、政令で定めるものを除くほか、港則法に基づく港の区域をいうとされている。
- (3) 検量事業を営もうとする者は、港湾ごとに、国土交通大臣の許可を受けなければならない。
- (4) 港湾運送事業者は、当該港湾運送が法令の規定、公の秩序又は善良の風俗に反するとき等を除いて、港湾運送を拒絶してはならない。
- (5) 港湾荷役事業者は、他の港湾運送事業者から引き受けた港湾運送について、少なくとも当該月中に引き受けた港湾運送の70%以上の貨物量を自ら行わなければならない。

2. 次の文章中、に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 港湾運送事業の許可を取り消された者は、その取消の日からを経過しなければ、新たに港湾運送事業の許可を受けることができない。
- (2) 港湾運送事業者は、並びに港湾運送約款を営業所において利用者の見やすいように掲示しなければならない。
- (3) 一般港湾運送事業者は、港湾運送約款を定め、国土交通大臣のを受けなければならない。
- (4) 港湾運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合の外、に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。
- (5) 国土交通大臣は、港湾運送事業の許可の取消し若しくは事業の停止又は港湾運送事業における運賃及び料金に関する変更命令に関しては、に諮らなければならない。

|  |
|--|
| ①運賃及び料金 ②事業計画 ③免許 ④労働者名簿 ⑤3年 ⑥4年 ⑦5年<br>⑧氏名又は名称及び住所 ⑨許可 ⑩運輸審議会 ⑪認可 ⑫港湾安定化協議会<br>⑬港湾雇用安定等計画 |
|--|

## 10. 内航海運業法

1. 次の文章中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) この法律は、内航運送の円滑かつ適確な運営を確保することにより、アを確保するとともに、内航海運業の健全な発達を図り、もってイを増進することを目的とする。
- (2) この法律において「内航海運業」とは、内航運送をする事業（次に掲げる事業を除く。）又は内航運送の用に供される船舶の貸渡し（期間傭船を含み、主としてウ事業法に規定するウ事業（同法第33条の2第1項の運送をする事業を含む。）の用に供される船舶の貸渡しを除く。）をする事業をいう。
- ①海上運送法に規定する旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業
  - ②ウ事業法に規定するウ事業
  - ③ウ事業法第2条第4項の規定により指定する港湾以外の港湾において同法第3条各号に掲げる事業に相当する事業を営む事業
- (3) 総トン数100トン以上又は長さ30メートル以上の船舶による内航海運業を営もうとする者は、国土交通大臣の行うエを受けなければならない。
- (4) 内航海運業者（船舶の貸渡しをする事業のみを行う者を除く。）は、不特定多数の荷主に係る物品の運送に従事するものとして国土交通省令で定める船舶により内航運送をする事業を行おうとするときは、当該内航運送をする事業に関し、オを定め、その実施前に、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- (5) 内航海運業者は、カ規程を定め、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- (6) 内航海運業者は、キ管理者及びク管理者を選任しなければならない。
- (7) 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、内航海運業者若しくは第3条第2項の届出をした者に対してその事業に関し国土交通省令で定めるところによりケをさせ、又はその職員に内航海運業者若しくは同項の届出をした者の営業所若しくはその事業の用に供する船舶に立ち入り、帳簿書類その他の物件をコさせることができる。

## 11. 港則法

1. 次の文章中、内に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) この法律は、港内における船舶交通の安全及び港内のを図ることを目的とする。
- (2) 以外の船舶は、港則法第4条、第8条第1項、第10条及び第23条の場合を除いて、港長の許可を受けなければ、同法第5条第1項の規定により停泊した外に移動し、又は港長から指定されたびよう地から移動してはならない。但し、海難を避けようとする場合その他やむを得ない事由のある場合は、この限りでない。
- (3) 爆発物その他の危険物（当該船舶の使用に供するものを除く。）を積載した船舶は、特定港に入港しようとするときは、港の境界外で港長のを受けなければならない。
- (4) 特定港内において使用すべき信号を定めようとする者は、港長の許可を受けなければならない。
- (5) 特定港内において端艇競争その他のをしようとする者は、予め港長の許可を受けなければならない。
- (6) 総トン数が国土交通省令の定めるトン数以上である船舶は、国土交通省令の定める水路を航行しようとするときは、国土交通省令の定めるところにより、港長に当該水路を航行するを通報しなければならない。
- (7) 総トン数トン未満の日本船舶は、特定港に入港したとき、入港届を港長に提出することを要しない。
- (8) 総トン数トン（関門港若松区においては、総トン数トン）以上の船舶は、国土交通省令の定める特定港内に停泊しようとするときは、けい船浮標、さん橋、岸壁その他船舶がけい留する施設にけい留する場合の外、港長からびよう泊すべき場所の指定を受けなければならない。

## 12. 海上交通安全法

1. 次の文章中、内に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) この法律は、船舶交通がする海域における船舶交通について、特別の交通方法を定めるとともに、その危険を防止するための規制を行なうことにより、船舶交通の安全を図ることを目的とする。
- (2) この法律は、東京湾、 (の湾口に接する海域及び三河湾のうちに接する海域を含む。) 及びのうち次に掲げる海域以外の海域に適用するものとし、これらの海域と他の海域(次に掲げる海域を除く。)との境界は、政令で定める。
- ①港則法に基づく港の区域
  - ②港則法に基づく港以外の港である港湾に係る港湾法第2条第3項に規定する港湾区域
  - ③漁港漁場整備法第6条第1項から第4項までの規定により市町村長、都道府県知事又は農林水産大臣が指定した漁港の区域内の海域
  - ④陸岸に沿う海域のうち、漁船以外の船舶が通常航行していない海域として政令で定める海域
- (3) 海上保安庁長官は、巨大船の航路における航行に伴い生ずるおそれのある船舶交通の危険を防止するため必要があると認めるときは、当該巨大船の船長に対し、国土交通省令で定めるところにより、の変更、の配備その他当該巨大船の運航に関し必要な事項をすることができる。
- (4) 航路及びその周辺の海域における工事等の行為の内、許可を要しない行為としては、海面の最高水面からの高さがメートルをこえる空域における行為、海底下メートルをこえる地下における行為等が定められている。
- (5) この法律に定める航路を航行しようとする巨大船の船長は、航路外から航路に入ろうとする日のまでに、船舶の名称等を当該航路を担当する海上交通センターの長に対して通報しなければならない。
- (6) ばら積みの引火性液体類を積載する総トン数トン以上の船舶は、危険物積載船に該当する。

### 13. 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律

1. 次の文章中、に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その記号を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 海洋の汚染の防止に関する試験、研究又は調査のために、あらかじめの承認を受けて、船舶から油を排出しようとする者は、当該船舶ごとに、承認申請書を提出しなければならない。
- (2) 船舶から有害液体物質を排出しようとする場合に実施する事前処理が基準に適合するものであることについて確認する登録確認機関が、その氏名、名称、住所等を変更しようとするときは、変更しようとする日の前までに、海上保安庁長官に届け出なければならない。
- (3) 船舶所有者は、船舶を一定の廃棄物の排出に常用しようとするときは、当該船舶についての登録を受けなければならない。
- (4) 国際海洋汚染等防止証書の有効期間の延長を申請しようとする者は、海洋汚染等防止証書等有効期間延長申請書をに提出しなければならない。
- (5) 有効な海洋汚染等防止証書の交付を受けていない検査対象船舶の船舶所有者は、当該検査対象船舶を臨時に航行の用に供しようとするときは、当該検査対象船舶に設置された海洋汚染防止設備等及び大気汚染防止検査対象設備並びに当該検査対象船舶に備え置き、又は掲示された海洋汚染防止緊急措置手引書等についての行う検査を受けなければならない。

- |   |  |  |
|---|--|--|
| (1) (イ)国土交通大臣<br>(ロ)環境大臣<br>(ハ)海上保安庁長官                            | (2) (イ)2週間<br>(ロ)30日<br>(ハ)60日         | (3) (イ)国土交通大臣<br>(ロ)海上保安庁長官<br>(ハ)地方運輸局長 |
| (4) (イ)海上保安庁長官又は日本の領事官<br>(ロ)地方運輸局長又は海上保安庁長官<br>(ハ)地方運輸局長又は日本の領事官 | (5) (イ)国土交通大臣<br>(ロ)環境大臣<br>(ハ)海上保安庁長官 |  |

2. 次の文章のうち、正しいものには○を、正しくないものには×を解答欄に記入せよ。(5点)

- (1) 港湾管理者又は漁港管理者は、廃油処理事業を行なおうとするときは、その廃油処理施設の設置工事の開始日(工事を要しないときは、その事業の開始の日)の三十日前までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

- (2) 海洋施設から一定の廃棄物を排出しようとする者は、当該廃棄物の海洋施設への積込み前（当該廃棄物が当該海洋施設内において生じたものであるときは、その排出前）に、その排出に関する計画が実施計画に適合するものであることについて、確認の申請書を提出して、環境大臣の確認を受けなければならない。
- (3) 廃油処理規程の設定の届出をしようとする港湾管理者及び漁港管理者以外の廃油処理事業者は、当該廃油処理規程の実施予定の年月日の30日前までに、届出書を提出しなければならない。
- (4) 船舶に設置するふん尿及び汚水処理装置、粉碎装置又はオイルフェンス、油処理剤、油吸着剤若しくは油ゲル化剤を製造する者は、その型式ごとに環境大臣の型式承認を受けることができる。
- (5) 船舶により未査定液体物質を輸送しようとする者は、あらかじめ、その旨を環境大臣に届け出なければならない。



## 14. 船舶法

1. 次の文章中、に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。なお、語群の番号は複数回使用することができる。(10点)

- (1) 日本船舶ノ所有者ハアヲ為シタル後イヲ管轄スル管海官庁ニ備ヘタル船舶原簿ニ登録ヲ為スコトヲ要ス
- (2) 登録シタル事項ニ変更ヲ生シタルトキハ船舶所有者ハ其ウヨリエ内ニ変更ノ登録ヲ為スコトヲ要ス
- (3) 日本船舶カ外国ノ港ニ碇泊スル間ニ於テ船舶国籍証書カ滅失若クハ毀損シ又ハ之ニ記載シタル事項ニ変更ヲ生シタルトキハオハ其地ニ於テカヲ請受クルコトヲ得
- (4) 日本船舶カ滅失若クハ沈没シタルトキ、解撤セラレタルトキ又ハ日本ノ国籍ヲ喪失シ若クハ第二十条ニ掲クル船舶トナリタルトキハ船舶所有者ハ其キヨリク内ニ抹消ノ登録ヲ為シ且遅滞ナクケヲ返還スルコトヲ要ス船舶ノ存否カ三ヶ月間分明ナラサルトキ亦同シ
- (5) 外国ニ於テ交付スルコノ有効期間ハ一年ヲ超ユルコトヲ得ス

|              |             |            |            |
|--------------|-------------|------------|------------|
| 1. 船舶国籍証書    | 2. 仮船舶国籍証書  | 3. 船舶件名書   | 4. 総トン数計算書 |
| 5. 国際トン数証書   | 6. 登録事項証明書  | 7. 登記      | 8. 登録      |
| 9. 測度        | 10. 建造      | 11. 進水     | 12. 船籍港    |
| 13. 所有者ノ所在地  | 14. 船舶ノ取得地  | 15. 船舶ノ建造地 |            |
| 16. 事実ヲ知リタル日 | 17. 事実ガ生ジタ日 | 18. 五日間    |            |
| 19. 十日間      | 20. 一週間     | 21. 二十日間   | 22. 二週間    |
| 23. 造船者      | 24. 船長      | 25. 船舶所有者  | 26. 船舶借受者  |

2. 次の文章中、に入る適切な語句を下欄の語群から選び、その番号を解答欄に記入せよ。なお、語群の番号は複数回使用することができる。(10点)

- (1) 日本船舶のアは日本国内に船籍港を定め、船籍港を管轄する管海官庁に総トン数の測度を申請しなければならない。

- (2) 船舶の所有者は国土交通大臣が定める期日までに、をその船舶の船籍港を管轄する管海官庁（運航上の都合により事由がある場合は最寄りの管海官庁）に提出し、検認を受けなければならない。
- (3) 日本船舶は法令に特段の規定がある場合を除き、船舶国籍証書又はの交付申請を行い、交付を受けた後でなければ、日本の国旗を掲げ、航行することはできない。
- (4) 船舶国籍証書を滅失したときは、船舶所有者はその事実を知った日からに再交付申請を行い、交付を受けなければならない。
- (5) 外国において船舶を取得した者は、その取得地においての発給を請求し、交付を受けることができる。
- (6) 船籍港は市町村の名称とするが、にあつては、東京都とする。
- (7) 総トン数の船舶は信号符字を点附しなければならない。
- (8) 船舶国籍証書の記載事項の変更に伴う当該証書の書換申請を行う者は、申請と同時に行うこととされている。
- (9) 船名は、原則としての両舷の外側に標示しなければならない。
- (10) 船舶の登録申請時（電子申請を除く）における手数料は、手数料金額に相当するを登録手数料納付書に貼って納付しなければならない。

|             |             |           |            |
|-------------|-------------|-----------|------------|
| 1. 船舶国籍証書   | 2. 仮船舶国籍証書  | 3. 船舶件名書  | 4. 登録事項証明書 |
| 5. 船長       | 6. 所有者      | 7. 借受者    | 8. 1週間以内   |
| 9. 10日以内    | 10. 2週間以内   | 11. 3週間以内 | 12. 20トン以上 |
| 13. 100トン以上 | 14. 200トン以上 | 15. 変更の登録 | 16. 抹消の登録  |
| 17. 登記      | 18. 船首      | 19. 船舶中央部 | 20. 船尾     |
| 21. 郵便切手    | 22. 収入印紙    | 23. 振込済票  | 24. 東京都全域  |
| 25. 東京都特別区  | 26. 埼玉県     |           |            |

## 15. 船舶安全法

1. 次の文書中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(20点)

- (1) ア検査とは、イを受有せざる船舶を臨時に航行の用に供するとき行う検査である。
- (2) 左に掲ぐる船舶ハ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リウヲ標示スルコトヲ要ス但シ潜水船其ノ他国土交通大臣ニ於テ特ニウヲ標示スル必要ナシト認ムル船舶ハコノ限ニ在ラズ
- ① エ又ハオヲ航行区域トスル船舶
  - ② カヲ航行区域トスル長さキメートル以上ノ船舶
  - ③ 総噸数二十噸以上ノク
- (3) 管海官庁ハ定期検査ニ合格シタル船舶ニ対シテハソノ航行区域(漁船ニ付テハケ)、最大搭載人員、コ及ビ満載喫水線ノ位置ヲ定メ船舶検査証書及船舶検査済票(小型船舶ニ限ル)ヲ交付スベシ
- (4) サハ本法ニ依リ其ノシヲ保持シ且スノ安全ヲ保持スルニ必要ナル施設ヲ為スニ非ザレバ之ヲ航行ノ用ニ供スルコトヲ得ズ
- (5) 第二十五条の六十九及第二十五条の七十二ニ於テ準用スル第二十五条の四十七ノ規定ニ依リ国土交通大臣ノ登録ヲ受ケタルセ(以下単ニセト称ス)ノ検査ヲ受ケソノ登録ヲ為シタル船舶ニシテタニ非ザルモノハ其ノソヲ有スル間第二条第一項各号ニ掲グル事項及満載喫水線ニ関シチ以外ノ管海官庁ノ検査(国土交通省令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク)ヲ受ケ之ニ合格シタルモノト看做ス
- (6) 管海官庁ノ検査又ハ検定ヲ受ケタル者検査又ハ検定ニ対シ不服アルトキハ検査又ハ検定ノ結果ニ関スル通知ヲ受ケタル日ノ翌日ヨリ起算シツニ其ノ事由ヲ具シ国土交通大臣ニ再検査又ハ再検定ヲ申請シ再検査又ハ再検定ニ対シ不服アルトキハ其ノ取消ノ訴ヲ提起スルコトヲ得
- (7) 船舶乗組員テノ船舶ニ在リテハ其ノ二分ノ一以上、其ノ他ノ船舶ニ在リテハ乗組員トガ国土交通省令ノ定ムル所ニ依リ当該船舶ノ堪航性又ハ居住設備衛生設備其ノ他ノ人命ノ安全ニ関スル設備ニ付重大ナル欠陥アル旨ヲ申立テタル場合ニ於テハ管海官庁ハ其ノ事実ヲ調査シ必要アリト認ムルトキハ第十二条第三項ノ処分ヲ為スコトヲ要ス

## 16. 船舶のトン数の測度に関する法律

1. 次の文章中、に入る適切な語句を下欄の語群から選び、番号を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 国際総トン数は、条約及び条約の附属書の規定に従い、主としてに従事する船舶について、そのを表すための指標として用いられる指標とする。
- (2) この法律において「」とは、外板、仕切り（可動式のものを含む。）若しくは隔壁又は甲板若しくは覆い（天幕を除く。）により閉囲されている船舶内のすべての場所をいう。
- (3) は、船舶の航行の安全を確保することができる限度内における貨物等の最大積載量を表すための指標として用いられる指標とする。
- (4) 長さ以上の日本船舶の船舶所有者（当該船舶が共有されているときは船舶管理人、当該船舶が貸し渡されているときは船舶借入人。以下同じ。）は、国土交通大臣からの交付を受け、これをに備え置かなければ、当該船舶を国際航海に従事させてはならない。
- (5) 船舶所有者は、国際トン数証書の記載事項について変更があつたときは、その変更があつた日から以内に、国土交通大臣に対し、そのを申請しなければならない。
- (6) 船舶所有者は、国際トン数証書が滅失し、若しくは損傷し、又はその識別が困難となつたときは、国土交通大臣に対し、そのを申請することができる。

|            |            |             |             |
|------------|------------|-------------|-------------|
| 1. 国際航路    | 2. 国際航海    | 3. 大きさ      | 4. 重さ       |
| 5. 閉囲場所    | 6. 除外場所    | 7. 総トン数     | 8. 純トン数     |
| 9. 載貨重量トン数 | 10. 十二メートル | 11. 二十メートル  | 12. 二十四メートル |
| 13. 船舶国籍証書 | 14. 総トン数証書 | 15. 責任トン数証書 | 16. 国際トン数証書 |
| 17. 船長室内   | 18. 操舵室内   | 19. 船舶内     | 20. 一週間     |
| 21. 二週間    | 22. 十日     | 23. 修正      | 24. 再交付     |
| 25. 訂正     | 26. 書換え    |             |             |

## 17. 造船法

1. 次の文章中、に入る適切な語句を解答欄に記入せよ。(10点)

(1) 造船法第2条第1項の規定に基づく許可を受けた施設を所有し、又は借り受けている者が、当該施設において、船舶の製造又は修繕に必要な造船台、ドック、引揚船台等の設備であって国土交通省令で定めるものを新設し、増設し、又はしようとするときは、国土交通省令の定める手続きに従い、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

また、この許可を受けた者は、その許可に係る工事を完了したときは、その日から以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(2) 船舶の製造のための船こくの取付け及びのとう載の用以外の用のみに供するドック（きよ底平たん部の長さが以上のものに限る。）を新設しようとするときには許可を要する。

(3) 報告書は、の船舶の製造又は修繕をする事業を営んでいる者であって、造船法第2条第1項の規定に基づく許可を受けた施設を所有し、又は借り受けている者が、毎年2回、国土交通大臣に次の事項を報告するものである。

①生産高

②

③工事時間数

④鋼材搭載重量

⑤従業員数

(4) の船舶の製造又は修繕をする事業の開始の届出をしようとする者は、工場ごとに、届出書に、事業計画書、工場の位置及びその設備の配置を示す図面を添えて、その事業の開始の日から以内に提出するものとする。

(5) 造船法に規定する国土交通大臣の許可権限のうち、における陸上耐圧部の長さが未満の造船台若しくは引揚船台又はきよ底平たん部の長さが未満のドックに係る許可権限は、所轄地方運輸局長に委任されている。

## 18. 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律

1. 次の国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な措置に関する文書中、に入る適切な語句又は数字を解答欄に記入せよ。(10点)

- (1) 国際航海日本船舶のアは、当該国際航海日本船舶に、イ(船舶に対する危害行為が発生した場合に、速やかにその旨をウに伝達する機能を有する装置をいう。)その他国土交通省令で定める船舶の保安の確保のために必要な装置を設置しなければならない。
- (2) 国際航海日本船舶のアは、国土交通省令で定めるところにより、エ(当該国際航海日本船舶の保安の確保のために必要な制限区域の設定及び管理、当該国際航海日本船舶の周囲の監視、積荷及び船用品の管理その他の当該国際航海日本船舶について国土交通大臣が設定するオに対応して当該国際航海日本船舶の保安の確保のためにとるべき国土交通省令で定める措置をいう。以下同じ。)を実施しなければならない。
- (3) 国際航海日本船舶のアは、当該国際航海日本船舶に係る保安の確保に関する業務を統括管理させるため、当該国際航海日本船舶のカ以外の者であって、船舶の保安の確保に関する知識及び能力について国土交通省令で定める要件を備えるものうちから、国土交通省令で定めるところにより、キを選任しなければならない。
- (4) 国際航海日本船舶のアは、当該国際航海日本船舶に係る保安の確保に関する業務を当該国際航海日本船舶において管理させるため、当該国際航海日本船舶のカであって、国土交通大臣の行う船舶の保安の確保に関する講習を修了したもののうちから、国土交通省令で定めるところにより、クを選任しなければならない。
- (5) 国際航海日本船舶のアは、船舶保安記録簿をその最後の記載をした日からケ年間当該国際航海日本船舶内に保存しなければならない。
- (6) 国際航海日本船舶のクは、コに定められた事項を、当該国際航海日本船舶のカに周知させなければならない。